

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A会社B工場（以下「会社」という。）に勤務していたが、平成〇年〇月〇日、出張先のC市内のホテルで死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認め、平成〇年〇月〇日付けで給付基礎日額〇円に应ずる遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで給付基礎日額は〇円が妥当として、これを取り消したため、監督署長は、平成〇年〇月〇日付けで給付基礎日額を〇円に変更決定し、遺族補償給付及び葬祭料を追加支給する旨の処分をした。

請求人は、上記新たな変更決定を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求代理人は、再審査請求書において、「未払いの残業代の算定が不十分である。」と主張するが、請求代理人は、審査請求においても同旨の主張をなし、これに対し審査官が不服の内容の特定について意見書の提出を求めたところ、平成〇年〇月〇日に「意見書は提出しない。」旨の回答がなされている。

以上のことから、本件において請求代理人が主張する未払いの残業代の算定が不十分であるとする具体的な不服内容は主張されなかった。

- (2) 当審査会が本件資料を精査したところ、以下のとおりである。

監督署長は、審査官が平成〇年〇月〇日付け決定書（以下「前決定書」という。）において、We b 打刻時刻及びE T Cデータ等の記録を基に、労働時間集計表の労働時間の修正を行い、算定基礎日額の変更を決定したことに伴い、前決定書で示された未申告の労働時間等を含む新たに認定された労働時間に基づいて、未申告の労働時間に対応する時間外、深夜、休日労働の未払いの割増賃金を反映させた給付基礎日額の変更決定を行っており、当審査会も監督署長の新たな変更決定は妥当なものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした被災者の給付基礎日額を〇円として遺族補償給付及び葬祭料を支給するとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。